

通信コーナー

2015. 12. 01

今年も残すところ1か月となりました。先月の通信コーナーでは紅葉の見ごろが早くなりそうだとご案内した途端に寒さが緩み小春日和の日が続きました。先週より冷気が入ってきて、寒くなりました。今年の冬は暖冬との予想ですが、寒いことには変わりません。ご自愛ください。

2017年4月の消費税10%増税時には複数税率が導入されそうです。自民、公明両党は11月26日、消費税率を10%に上げる際に入れる軽減税率の経理方式で、事業者の事務負担を和らげるため、現行の請求書をそのまま使う簡易な税額票で商取引が出来るようにすることで合意した。複数税率を導入するのであれば、対象品目や税率を詳しく記載した欧州型インボイス（税額票）を採用すべきであります。されど、消費税導入時（平成元年）に事業者に益税を与えたように、今回も似たような方式をとっています。消費税率が8%に軽減されている品目に印を付け、税率10%の品目と区別する。軽減対象の品目を見分けて印を付ける分だけ今よりも手間はかかるが、売り手が書き忘れてたり書き間違えたりしても罰則はない。買い手が代わりに書き直せば、それをもとに税額控除を受けられる。売上高5000万円以下の事業者はさらに簡単な「みなし課税」も選べるようにする。売上高に占める軽減対象の品目の比率をあらかじめ調べておき、売上高に機械的にその比率をかけて納税額を計算する。みなし課税を選択する事業者は、連続10日間の品目別の売上高を記録し、軽減品目のみなし比率を決める。10日間のデータ収集さえも難しいような事業者は、便宜的に売上高の50%を軽減品目とみなせる特例も設ける。一般的には生鮮食品を軽減税率にすれば4000億円の税収が失われると言われていますが、それはあくまでもきちんとした処理がされているのが条件です。もし記事のような制度になるのであれば、仕入税額控除がいい加減に処理されるならば、さらに目に見えない税収減があると思います。導入までに1年半を切った段階では厳格な経理を求めれば、事業者のシステム改修などの準備作業が間に合わないので、2~3年はこのような形でも導入さえできれば、公明党さんに顔が立ち、事態の収拾が出来るかと踏んだのではないかと。軽減税率が一旦導入されたら、対象品目の見直しでの綱引きが日常茶飯事となり、後はなし崩し的に適用範囲が拡大して行きます でしょうね。

さて、マイナンバーが来年より適用開始となります。マイナンバーがそれなりに安定する2~3年後には事業者が特定できますので、インボイスを採用して、きちんと管理して行こうとの狙いが透けて見えます。